

令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会（第3回）議事録

出席委員：秋鹿委員、赤司委員、梅田委員（座長）、大聖委員、田中委員、野城委員、山地委員（五十音順）

欠席委員：原委員、藤野委員

1. 日 時 令和4年12月20日（火）13:00～14:45

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局：本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和4年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会を開催いたします。本日の会議につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また本検討会は、環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課課長の波戸本よりご挨拶申し上げます。

波戸本課長：環境省の波戸本でございます。よろしくお願いたします。委員のみなさまにおかれましては、お忙しい中、本年度第3回目の環境配慮契約法基本方針検討会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本年度は、電力専門委員会、建築物専門委員会を開催いたしまして、電力および建築物という、脱炭素社会の実現に向けて非常に重要なテーマにつきまして、環境配慮契約としての課題やあり方を各委員のみなさまにご議論いただきました。その中で、再エネ電力の調達や建築物のライフサイクルを踏まえた契約類型の整理といった新たな取組について検討を進めて参りました。本年度最後の検討会におきましては、最終的な改正案を取りまとめるということになります。パブリックコメントにおける様々ご意見や、来年度以降の検討方針案を事務局で取りまとめております。その点、ご議論、ご検討をよろしくお願いたします。私からは以上でございます。

事務局：（Web会議システムについて説明：省略）

事務局：以降の議事進行を梅田座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

梅田座長：みなさん、こんにちは。今年度最後の第3回の委員会を始めさせていただきたいと思います。今回パブリックコメントの結果も上がってきましたし、基本方針の改定案を決定するところまでいかなければいけませんので、どうぞ審議のほどをよろしくお願いたします。それでは議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、配布資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局：本日の会議は、15時までの2時間を予定しております。

◇配布資料の確認

事務局：資料は昨日19日に事前送付をしております。お送りしました議事次第に本日の配布資料について記載がございます。

配 布 資 料

- 資料1 令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料2 「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」の改定案に対する意見募集結果及び対応（案）
- 資料3 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（案）
- 資料4－1 電気の供給を受ける契約に関する基本方針解説資料（案）
- 資料4－2 建築物に係る契約に関する基本方針解説資料（案）
- 資料4－3 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本方針解説資料（案）
- 資料5 令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について
- 資料6 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績及び取組状況
- 資料7 令和4年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 環境配慮契約による環境負荷低減効果の試算について

3. 議 題

梅田座長：ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。本日の議事次第には、（1）国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針等について、（2）令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について、（3）国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等及び環境負荷低減効果等について、（4）その他（検討スケジュール等について）、の4つの議題が示されております。（1）から（3）が中心となります。

（1）国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針等について

梅田座長：それでは、最初の議題の「国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進に関する基本方針等について」、資料 2 から資料 4 を一括して説明をお願いします。

環境省：(資料 2、資料 3、資料 4 説明：省略)

梅田座長：ありがとうございました。資料 2、資料 3、資料 4-1、4-2、4-3 の解説資料の改定について、ご説明をいただきました。まず、資料 2 のパブリックコメントの結果および対応案と資料 3 の基本方針案について、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

大聖委員：パブリックコメントの返答の 4 番目のところなのですが、意見に対する考え方のところで、「エネルギー消費量等のデータ計測・分析及びデータの分析結果等を踏まえ」というのは、ちょっとおかしくないですか。

環境省：失礼しました。日本語として表現が重複しております。ご指摘を踏まえて修正をさせていただきます。申し訳ございません。

大聖委員：それから、電力と建築と廃棄物の 3 つがあるのですが、出だしの必要性和意義の書きぶりのボリュームが全然違うのですが、ちょっとバランスが悪いように思いました。いかがでしょうか。特に電力のところは非常にシンプルなのですが、一方で廃棄物の方は非常に詳しく 1 ページ以上に渡って書いてありますので、その辺のバランスが悪い印象を受けました。

事務局：ありがとうございます。全体のバランスというところで言いますと、先生のご指摘のとおりだと思いますけれども、解説資料それぞれにいろいろ書き込むというのも方法としてあると思いますが、基本方針や解説資料の最初の方に全体的な、例えば 2030 年度の削減目標や 2050 年のカーボンニュートラルなどはそちらの方に持っていくということも考えられますので、先生のご指摘を受けまして、少しバランスは考えたいと思います。

大聖委員：以上です。ありがとうございました。

梅田座長：ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

野城委員：環境配慮契約法ができた当初は、できるだけ建築関係で環境配慮、特に地球規模での気候変化に対して、できることからやっつけようということで、今日ご説明があった中で、設計の環境プロポーザルと ESCO という事柄を挙げて、これを法律なりに入れてきたのですが、その後、データを集めて分析して、運用改善をしていくと。建物ができあがった直後から、設計者の意図と使い手の意図にギャップがあると、せっかくポテンシャルがありながら、温暖化ガスの抑制という観点からは運用上効果が上がらない。それを今日の解説の中ではコミショニングと言っておりましたけれども、そのようにあの手この手が出てきましたので、今日解説した話は、この十数年の間のあの手この手をライフサイクル上で位置付けて体系付けたというのが、特に後半の解説資料の考え方でございます。今後、ライフサイクルベースでできることをとにかくやって、あの手この手で温暖化ガスの排出抑制をして

いくという考え方に基づいて、今年まとめさせていただいたというのが背景でございます。補足説明をさせていただきました。以上です。

梅田座長：ありがとうございます。建築物についてはパブリックコメントがたくさん出てきて、いろいろな手を使えるようになってきたという意味で、大変すばらしい改定だと思うのですが、すごく形式的に言うと、資料 3 の 2 ページで、ESCO を可能な限り導入するというところだけを削って、残りの部分は生かしたままなので、ESCO を削ったというようなことを思われるのかなと思ったのですが。

野城委員：それで関係者の方がデリケートになられたしまったという側面は審議の中でありましたけれども、決してそういう意図は全くありませんので。もっと頑張っしてほしいので。

梅田座長：そうですね。このところはもう少し文面を変えたらいいのかもしれませんが、いいですかね。4 以降にきちんと ESCO のことも記載されていることが理解できるような、わかりやすい文面にした方がよろしいということですね。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。それでは、文言の修正も含めて、基本方針についてはこれで承認していただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

梅田座長：ありがとうございます。では承認いただいたということで、このまま進めさせていただきたいと思います。次に資料 4-1 から 4-3 の電力、建築物、廃棄物の解説資料の改定案の議論に移りたいと思います。すでに前書きの修正をするというご意見をいただいておりますが、それ以外ですね。最初に資料 4-1 の電気の供給を受ける契約についてのご質問、ご意見や、特に記載すべき事項などありますでしょうか。資料 4-1 についてはよろしいでしょうか。それでは、資料 4-1 については、このままでということを進めさせていただきたいと思います。次に資料 4-2 でございますけれども、建築物に係る契約についてのご質問、ご意見等ありますでしょうか。

赤司委員：大変良くまとめて頂いたと思います。18 ページのところですが、今、建築物で様々な基準や指標がどんどん強化されている状況です。CASBEE のことが書いてありますが、おそらく今後、CASBEE もいろいろと議論されて、数字が動いたりすると思います。その辺は柔軟に対応して、それに応じてこちらにも反映するという理解でよろしいですか。

環境省：解説資料につきましては、特に閣議決定等は不要となっております、こちらで随時柔軟に記載を修正できると考えております。記載の修正にあたっては、検討会の方でご報告、確認をさせていただき予定ではございますけれども、記載の修正については柔軟に対応したいと考えているところでございます。

梅田座長：ありがとうございます。赤司委員、そういう指標みたいなものは付録か何かを持っていった方がいいとか、そこまでは言われていないですか。

赤司委員：そこまでは意図しておりません。適宜ご対応いただければ十分かと思います。

梅田座長：そこは時に応じて、毎年改定していくというかたちで進めるということで。承知しました。他はいかがでしょう。よろしいでしょうか。それでは、資料 4-2 の建築物に係る契約についてもこのようなかたちで進めさせていただくことにして、次に資料 4-3 です。産業廃棄物の処理に係る契約について、ご質問、ご意見、特に記載すべき事項等があれば、お願いいたします。

田中委員：資料 4-3 の 2 ページ目の 1-2 の 8 行目を見ていただきますと、「排出する事業者抑制・再資源化等の措置を求めている」とありますが、ここは「事業者に排出抑制・再資源化等」と書くか、もっと詳しくは「事業者にプラスチック使用製品、産業廃棄物等の排出抑制・再資源化」と修正するべきではないかと思います。

事務局：すみません。おっしゃるとおり、そこは落ちておりました。

田中委員：あとは疑問に思った点を 2 点だけ発言させていただきますが、同じ 2 ページの下の方に「放射性物質によって汚染されていないものが廃棄物となったもの」と。今までの廃棄物の定義に、その前に、「放射性物質によって汚染されていない」という言葉が入ったのは初めてではないかなと思うのですが、こういう言葉があると、いちいち廃棄物の放射性物質の放射能を測定するというようなことで、放射性物質によって汚染されていない廃棄物というのはどういう定義を言うのか等の議論になってくるので、これが入ってきた経緯がわかればいいなと思っています。これが急に解説書に入ってきたというのが、2011 年の原発の事故で放射性物質によって汚染されたものが多くなってきて問題にはなっているのですけれども、それがひとつあります。もう 1 点は、3 ページ目の上から 4 行目から 5 行目に「再資源化ができるものでも、熱回収を行うことができるものは、熱回収を行うこと」ということで、ここでは熱回収の発電などは再資源化とは呼んでいないので、物質回収型の資源化を言っているのだと思いますけれども、物質回収型の再資源化を非常に強調している。それができない場合に限って、熱回収をすることができる。こういうように、今まで未利用エネルギーの活用をすべきだというトーンだったものが、ちょっと熱回収が難しくなるなというイメージを抱きますので、プラスチック使用製品の資源循環促進法の内容はあちらの法律に任せて、こちらではあくまで未利用エネルギーの活用だとか、あるいは物質の再資源化とか、そういう両方をライフサイクルで評価して、どちらがいいかというものは自ら選んで選択できるように余地を残していただいた方がいいかなというのが私の意見です。

環境省：ありがとうございます。ご指摘いただいた文言については修正させていただきます。放射性物質に関する記載につきましては、プラスチック資源循環促進法の検討の中でこのような記載にされたら我々の方では把握しているところでございます。どういった経緯があつてこういった記載になったかというのは、現状把握できていないので、こちらについては確認の上、必要に応じて、この解説書の中でも補足等を追記させていただければと考えているところでございます。こちらにつきましては、

経緯等、改めて確認させていただきます。熱回収に関しては、あくまでもプラスチック資源循環促進法に則った手引きの記載をそのまま書かせていただいているところがございます。この内容自体について、環境配慮契約法の中で変更を行うというのは難しいところがございます。ただ、こちらのプラスチック資源循環促進法に基づいた取組を行うことが必要でございます。行う基準化の考え方ということがこのように示されているため、こちらにつきましては手引きの記載の反映ということで、こちらの書き方は維持させていただければと考えているところがございます。未利用エネルギーの重要性というところは、我々も当然考えているところでございます。電気の裾切り方式の評価項目のひとつとして、活用状況等の評価を行っているところがございます。そういった評価方法につきましては、環境配慮契約法としてはこのまま維持を行っていくというところがございます。考え方というのはそれぞれ、プラスチック資源循環促進法の考え方を遵守しながら、環境配慮解約法の考え方についても継続して行っていくというふうに考えているところがございます。こちらは、あくまでもプラスチック資源循環促進法の手引きの記載を引用させていただくというところで、解説資料の記載については現状のままとさせていただければと考えているところがございます。

梅田座長：山地委員、今のことに関連することでしょうか。

山地委員：はい。「放射性物質によって汚染されていない」という箇所は気がついていませんでした。放射性物質というのは、トリチウムを含めて自然界に常にあるものですから、汚染というのは何かというのを定義しないと、厳密に測ると必ず出てくると思います。自然放射能にはラジウムとかいっぱいありますから。福島を除染廃棄物の時に、8,000 ベクレル/kg 以上のものは処理するということになっています。あれは指定廃棄物ということで、8,000 ベクレル/kg という基準があるのですが、一般的に放射性物質によって汚染されていないという、もし測ったら1ベクレルも出てはだめなのかと言われると、厳密に測ったら必ず出ると思うのですが、そのあたりは大丈夫なのでしょうか。

環境省：ありがとうございます。先ほどご説明したように、環境配慮契約法の中での新たな位置付けというわけではなくて、プラスチック資源循環促進法の中での記載というところがございます。そういった考え方については整理がされていると認識しておりますので、そちらを改めて確認をさせていただいた上で、環境配慮契約法の中でこういった記載について誤解を招くことがないように、そういった考え方等についても整理をし、記載を修正させていただければと思います。

梅田座長：2 ページ目の放射性物質の方の書きぶりは修正を検討するというところでよいですか。

環境省：「放射性物質によって汚染されていないもの」というのが、具体的にどういうふうな判断をした上で、どういった基準をもって汚染していないと判断するか、そういう

ったところを改めて確認をさせていただきまして、環境配慮契約法の中の記載についても、そういった追記をさせていただきたいと思います。

梅田座長：次のページの熱回収はこのままでいきたいということでしたね。田中委員、いかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。

田中委員：異論はありますけれども。

梅田座長：プラスチック資源循環促進法を引用して、それに基づいて書いているので、逆にここで違うことを書くとわかりにくくなってしまうということなのではないかと思うのですけれども。

田中委員：「再資源化できないもの」という意味が、技術的には出来るけれども経済的にはとてもやれるものではないという場合が廃棄物ではたくさんあるんです。この辺も環境省の説明では、汚れた廃棄物はリサイクルに難しいだろうから、汚れたものは燃やしていいという説明もしたりするので、再資源化できないという意味も曖昧ですよね。放射性物質によって汚染されたというようなものも、再資源化ができないものという意味も、私などは、廃棄物はみな汚れているから、汚れているものは燃やしていいと言われたら、何でも燃やせるといような解釈もできるのですが、こういうところに書かれると、熱回収はだめだといような印象を与えますよね。後から作った法律をそのまま中に入れられると、そういう文章がないところにこれが入ってくると、新しい法律に基づいて入れたのだという、全体から見れば所々に違和感があるような、全体の調和ができていないようになるので、独自の文章を作られた方がいいような気がするんですよね。ここは環境配慮というのが非常に強い。あちらの方は、プラスチックの問題をどうするかというので、ちょっと行き過ぎたところがあると個人的には思っているのですけれども、何でもかんでもリサイクルしろとかたちになって、リサイクルをすると分別しないといけない。分別するとべらぼうに収集、運搬コストが上がると。それで経済的に見れば、こんなことはとてもやれないというのが、自治体の多くの意見なのですけれども、そういうことを踏まえると、ひとつひとつの言葉を注意深く使わないと、誤解や、現実的でないことをいろいろと言っているなとなります。

梅田座長：わかります。資料4-3はあくまでも産業廃棄物の処理の契約の基本的な方針であって、プラスチック資源循環促進法はあくまでプラスチック資源の循環をできるだけやらなければいけないミッションの法律で、それをそのまま当てはめるといくつか問題の箇所が出てくるというご趣旨ですよね。

田中委員：はい。今まで産業廃棄物処理の環境配慮というのは、脱炭素でCO₂を減らすというような項目はとてもできないと。環境配慮するということで最も求められるのは、不法投棄や不適正な処理を限りなく少なくするというのが唯一できることだろうと。だから、CO₂を測って少し減らしたというレベルの環境配慮ではない次元だと。処理したものが、不法投棄や不適切な処理に今までなっていたものを、それを

食い止めるためには優良産廃処理業者を選ぶことが最大に重要ということが一番最初に書いてあります。優良産廃処理業者を選ぶこと、それが事業者責任だと。それ以下の細かい、プラスチックを使わないとか、プラスチックのリサイクルを先にするとか、そうでないと燃やすことは環境配慮をしていない処理だとか、そういうことを言っていると、本来の不法投棄とかいうところの原点から、最初に言っていることから、だいぶ細部のことを言っているようなことになるんですね。今まで産廃の環境配慮は、不法投棄や不適正処理がまだあるので、まずそれを減らす、そういう段階だということはずっと言っていたと思うんですよね。産廃の環境配慮契約法の実施率が上がったために炭酸ガスの排出がこれだけ減りましたというような評価というのは、今まで一度もしたことがないですよ。それよりも豊島のような事件を起こさないというのが、最大の今の目標にしているのだから、それがあって今まで進めてきたのに、急にリサイクル率を高めろという感じになって、その数字を競うような環境配慮は、ちょっと今までのレースとは違うレースをやろうとしているような気がします。

環境省：廃棄物の適正処理、それを行う上で優良事業者を選定するという大前提は今までと変わらず今後も続けていく取組であり、その重要性は今後も変わることがないと考えているところでございます。その中で、条件は厳しくなりますけれども、さらなる取組としてプラスチック資源循環という観点から、プラスチック資源循環促進法に基づいた手引き等、排出事業者のプラスチック使用製品の産廃の排出の抑制、そして再資源化の促進に関する判断の基準というところが、手引きが示されたというところがございまして、新たな取組というところが示されたところでございます。環境配慮契約法につきましては、他の環境に関する関係計画との整合を取った上で、一緒に取り組むべき必要があると考えているところでございまして、環境配慮契約法が進めるべき取組は当然このまま維持しながら、プラスチック資源循環促進にもつながるような取組、これも法律が施行されて、今後我々国等の事業者も取り組まないといけない基準として定められておりますので、そういったものを、環境配慮契約を実施する上で、こういった関係法令について、廃棄物の処理に関しては新たな基準等が示されているところを示すために、関係省の中でお示しをしているというところでございます。環境配慮契約法の考え方を否定するとかそういったものではなくて、それに加えてプラスチック資源循環の観点というものも新たに取り組んでいく必要があるというところで、このような記載の追加を行ったというところでございます。プラスチックの再資源化というのも、田中委員がおっしゃったとおり、経済的な観点でありますとか、無駄な手間をかけてまですべて行う必要があるというふうにはプラスチック資源循環推進法の中でも記載しているわけではなくて、必要な事情に配慮した上で可能な限りというような記載ぶりをしているところでございます。そこは総合的な判断をもって、最終的にできなければ熱回収という、そう

いった手法も認められているところがございますので、ここは我々環境配慮契約法の取り組むべき方向性とも特に反するようなものではないのかなど、事務局としては考えているところがございます。

梅田座長：ありがとうございます。すみません、私、ここになぜこれが入っているのか、よく理解できていなかったところがありますけれども、プラスチック資源循環推進法ができた以上、事業者としての国もこの法律の枠の中に入るので、当然今までとは違って、この法律に対応しなければいけないのだから、ここに当然入れなければいけない、というロジックですね。

環境省：おっしゃるとおりでございます。

梅田座長：田中委員、産業廃棄物処理の精神や考え方は変わったわけではなく、新たに 1-2 で書いたところが法律としては成立してしまっておりますし、それに対して、国が関わる産業廃棄物処理に係る契約も対応しなければいけないので、ここに要求がひとつ増えて記載されたということで、1-1 と 1-2 が一見相矛盾するように見えるところがあるかと思えますけれども、そこは調整するとして、ここは入れなければいけないというところはいかがでしょう。

田中委員：知らせて、そういう方向に誘導するのは大事かなとは思いますが、ただ、産業廃棄物の優良認定の評価項目にも入ってきて、優良産業廃棄物はプラスチックをできるだけ資源化するとか、焼却する場合には熱を回収するとか、そういうような項目が今まで入っていないで優良産廃業者を選んでいましたので、そういうものも入ってくるだろうという気がしますね。今までの優良産廃とこれからの優良産廃の中身が変わってくる。リサイクルに熱心にやるようなところが優良産廃業者になる。今まではリサイクルというのは評価の項目で重きが置かれてなかった。きちんと適正な処理をやって、法律違反を一度もやったことがないようなところが優良産廃になるというのが原則で、不法投棄とか、財政的に非常に悪くて赤字になるような企業もなれない。そういう物差しが少し変わってきますよね。優良産廃制度のそのものの中身も変えたものの優良産廃業者を選ぶようにしなければいけないということになると思います。

梅田座長：その辺も含めて、できるだけ進めましょうということだと思います。田中委員のご意見については議事録にきちんと記載することとして、資料 4-3 自体はこの線で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

田中委員：はい。修正できるところは可能な限りお願いしたい。

梅田座長：産廃の大原則は不法投棄をやめるということが第一優先であって、それに合わせた事業者の選定というのやらなければいけないという考え方が基本的なところにあるということは、議事録の中で強調させていただくこととしてということで、決めさせていただければと思います。ありがとうございました。その他、資料 4-1、4-2、4-3 について、ご意見、コメントございましたら。それではこのかたちで進めさせて

いただきますので、今いただいたご意見に対応したかたちで先に進めることといたします。事務局、よろしいですね。

環境省：はい。ありがとうございます。

(2) 令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について

梅田座長：それでは次の議題に移りたいと思います。「令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について」ということで、事務局より資料5の説明をお願いいたします。

環境省：(資料5説明：省略)

梅田座長：ありがとうございました。資料5の令和5年度の検討方針・課題等について、ご説明いただきました。令和5年度の検討方針・課題等のご議論にあたっては、スライド1のとおり、「Ⅰ. 電気の供給を受ける契約」、「Ⅱ. 建築物に係る契約」、「Ⅲ. その他の環境配慮契約」特に自動車、そして「Ⅳ. 令和5年度及び中期の基本方針等検討スケジュール(案)」の4つが示されておりますので、この順番に議論を進めたいと思います。ではまず「電気の供給を受ける契約」についてです。最初に、電力専門委員会の座長の山地委員にご意見等をいただきたいと思います。山地委員、よろしく願いいたします。

山地委員：電力に係る契約に関しては、来年度も引き続き検討しなくてはいけないと思いますので、専門委員会の設置は賛成でございます。今年度も、3万kW以上の大型水力の扱いを、再エネ調達する際の再エネ電源の中に入れるかどうかで、一部の委員が反対されたということもあって、なんとかまとめましたけれども、今後も水素やアンモニアなどが出てくるということも考えられますし、いろいろ課題がある。それから未実施機関への対応ということも考えなければいけないということなので、今説明された内容で来年度も続けていくということで、しっかり検討していきたいと思っております。私からは以上です。

梅田座長：ありがとうございます。山地委員には大変ご苦勞をおかけしますが、よろしく願います。それでは各委員にお伺いいたします。電力の供給を受ける契約に関して、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

田中委員：資料5の6ページに「再エネ電力の最大限導入」という言葉がありますが、未利用エネルギー電力の利用を促進したいのであれば、これも入れて再エネ電力、未利用電力の最大限導入、という意図でこれを書いているとすれば、それがわかるような表現にさせていただいた方がいいなというのが、私の希望です。前回事務局から説明いただいた廃棄物発電の中身は、プラスチック類の焼却に伴う電力を未利用エネルギー発電、それ以外はバイオマスなので再生可能エネルギーだと、2つに中身が分かっているんですね。だけれども先ほどの議論のように、プラスチックはリサ

イクルの方がいいということで、分別回収していくと、燃やす廃棄物の中身がどんどんカロリーが減って、発電効率も下がってきて、電力の回収というのに極めて悪い状況になってきているということがあります。そういうことで、汚れたどうしようもないものの中の未利用エネルギーという意味では、プラスチックもバイオマスの方も含めて廃棄物発電は最大限活用していくべきだと思います。再生可能エネルギーというのは、太陽光とか風力というように、今日使っても明日同じように出るという点では、私は廃棄物は、人間が社会を作っている以上は、今日使った廃棄物は同じように明日も出てくるので、概念的には再生可能エネルギーと説明できるのではないかと考えているのです。唯一日本に毎日同じようなエネルギーが供給される自前のエネルギーは廃棄物発電、廃棄物エネルギーだと思います。廃棄物中のバイオの部分の再生可能エネルギーと非バイオのプラスチックの未利用エネルギーを含めて最大限導入を図るような方針が重要なと思います。提案です。

環境省：未利用エネルギーの利用というものは、我々としても今後も重要だと考えているところでございます。現状、裾切り方式の中の評価項目として未利用エネルギーの状況についても評価を行っているところでございます。当然ながら、今後も継続して評価する予定でございます。今回「再エネ電力の最大限導入に向けた取組」と書かせていただいておりますけれども、こちらは政府実行計画という関係計画の中で再エネの導入割合の目標というものが示されたところを踏まえまして、それを環境配慮契約法の中でも新たに位置付けを行ったというところでございます。現状、あくまでも再生可能エネルギーの導入目標というものが2030年度までに60%というところが示されているところで、この目標を達成すべく、環境配慮契約法の中でも新たに位置付けを行ったというところでございます。こちらの再生可能エネルギーの定義等もまだはつきりされていないというところもあって、現状定義はあるのですけれども、今後さらなる定義がされることも予想されておまして、そこは環境配慮契約法の中だけでの単独の整理ではなくて、環境関係計画との整合を取るようなかたちでの整理を適宜行うことというように今回も明記をさせていただいているところでございます。混乱を招かないためにも、まず政府実行計画の中で示されている再エネ導入を環境配慮契約法の中に位置付けを行ったというところでございまして、今回の環境配慮契約法の枠組みの中では、関係法令との整合も踏まえまして、現行のままとさせていただければと考えているところでございます。未利用エネルギーの推進につきましては、裾切り方式を今後も取り組んでいくというところを踏まえて、そちらで未利用エネルギーの推進をさせていただきたいと思っております。

梅田座長：ありがとうございます。山地委員、何かありますか。

山地委員：今の事務局の対応でけっこうだと思います。

梅田座長：ありがとうございます。それでは、今の事務局の提案のとおりに進めていただけ

ればというふうに思います。その他はありますでしょうか。それでは、次に「建築物に係る契約」に移りたいと思います。まず、建築物専門委員会の座長の野城委員にご意見等いただきたいと思います。野城委員、お願いいたします。

野城委員：先ほど申し上げましたように、本年度は建物のライフサイクルのステージごとに様々なメニューを揃えて、つないでいくという指向で、スコープを広げて検討いたしました。あの手この手と先ほど申し上げました対策が、かなり多岐に渡っておりまして、先ほどご審議いただいた件は、まずはとにかくやれるところからやるということで本年度の案に載せていただきましたが、まだ積み残しがございます。具体的には事務局からご説明があったこととございますので、ライフサイクルであの手この手を尽くしていくためのところをぜひやらせていただきたく、来年度の建築物専門委員会の設置をご承諾いただければと思っている次第でございます。以上です。

梅田座長：ありがとうございます。続いて赤司委員にご意見等いただければと思います。

赤司委員：野城委員がおっしゃったとおりで、引き続き建築物専門委員会の設置をお願いしたいと思います。

梅田座長：ありがとうございます。それでは、他の委員にお伺いいたします。ご意見、コメント等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは原案どおりに、建築物に係る契約の専門委員会を設置して、進めさせていただきたいと思います。野城委員、赤司委員、よろしくお願いいたします。続いて「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」に移りたいと思います。まず大聖委員にご意見等いただきたいと思います。大聖委員、お願いいたします。

大聖委員：今まさにエコカー減税の検討を進められておりまして、さらに電動化が強調されるようになってくると思います。通常のガソリン車はそういう特例などが受けられないというようなかたちになってくると思いますけれども、それに合わせて来年度整理させていただきたいと思います。

梅田座長：ありがとうございます。それでは各委員にお伺いしたいと思います。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、その方針で進めていただければというふうに思います。次に「令和5年度及び中期の基本方針等検討スケジュール」について、ご質問、ご意見等あれば、お願いいたします。どなたでもけっこうです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、資料5の「令和5年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について」、事務局からのご提案のとおり進めるということでご了承いただけますか。

(異議なし)

梅田座長：ありがとうございます。ご異議がないということで、このように進めていきたいと思っております。

(3) 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等及び環境負荷低減効果等について

梅田座長：それでは次の議題に移りたいと思います。「国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等及び環境負荷低減効果等について」、資料6、参考資料についてのご説明を事務局よりお願いいたします。

環境省：(資料6、参考資料説明：省略)

梅田座長：ただ今のご説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(4) その他(検討スケジュール等について)

梅田座長：それでは、最後に事務局から今後のスケジュールについて、ご説明をお願いしたいと思います。

環境省：(資料7説明：省略)

梅田座長：ありがとうございました。ただ今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですね。それでは、議題がすべて終了いたしましたので、このあたりで終わらせていただきたいと思います。全体を通してでけっこうですが、他にご発言ございますでしょうか。

大聖委員：毎回申し上げているのですけれども、このような契約法を、そのまま地方自治体や関連団体で採用していただくということを、どんどん推奨していただきたいと思うんですね。それで、採用している自治体などの実例を調査できれば非常にけっこうかと思うのですけれども、そういうご努力もぜひお願いしたいと思います。例えば私が担当しております自動車ですと、そういう考え方がいろいろあると思うのですけれども、こういう考え方でやればいいということを地方自治体でゼロから考える必要はなくて、それを採用して環境改善に役立つということがちゃんと立証されていますので、そういう採用を促すようなこともぜひやっていただきたいというのが私の希望です。以上です。ありがとうございました。

梅田座長：ありがとうございます。事務局、その点はいかがでしょう。

環境省：ありがとうございます。我々としても地方公共団体への推進というのは非常に重要だと考えているところでございます。従来、地方公共団体への推進を目的といたしまして、様々な研修会でありますとか、今後環境配慮契約法あるいはグリーン購入法の取組を行いたいと考えられている自治体のみなさまに支援を行う業務というのを別途発注しております。毎年度、数はそれほど多くないのですけれども、複数の地方公共団体に支援を行わせていただいているところでございます。また、実際に支援を行ったみなさまの計画の策定状況といったものも環境省のホームページで公表させていただいているところでございます。今後こういった情報の普及であ

りますとか、さらなる支援といったものについては継続して取り組んでいきたいと考えているところでございます。ご指摘ありがとうございます。

梅田座長：ありがとうございます。地方自治体も、カーボンニュートラル宣言などをされているところを中心に、電力契約の再エネ導入などがけっこう進んでいると思いますし、グリーン購入ネットワークの方で自治体にアンケートをやっている時にはこういう項目は入れていませんでしたか。

環境省：グリーン購入ネットワークにも協力していただいて、各地方公共団体に対し、グリーン購入あるいは環境配慮契約の導入実績等のアンケートを実施しているところでございます。国や独立行政法人等への実績調査ほど詳細なものはできておりませんが、取組状況等についてはアンケートさせていただいて、その結果の公表をさせていただいているところでございます。今後、調査内容等については精査を行って、より実益のあるアンケートを進められればと考えているところでございます。

梅田座長：ありがとうございます。ぜひ普及に何か施策を打っていただければと思います。

野城委員：環境省は外から見ているとすごく大きなことをされているのですが、すごく小さい人数でされています。ですから今の地方自治体への普及についても、ご自分たちがやるとなるとやれることが限られてくるので、できるだけ味方を増やして、その人たちにやってもらうという工夫を。例えば、通常の国からの連絡網でなくて、首長が野心的に考えているとか、すごく力のある環境局長なり部長がいるところに、今おっしゃったようなことをされて、そういう人たちにコンソーシアムを組んでいただいて、それを環境省が応援すると。みなさんとしては火付け役だけをやると。できるだけ人にやっていただくようなことをしていくと、大聖先生や梅田先生がおっしゃったことが実現しやすいかなと思ってお話を聞いていました。以上です。

梅田座長：ありがとうございます。事務局から何かありますか。

環境省：ありがとうございます。おっしゃるとおり、我々も支援を行いたいと思っているのですが、なかなか全地方公共団体のみなさまをご支援するほどの手が足りていないということもございますので、地方公共団体のみなさまの自主的な取組が促されるように、そういったことが我々としてもできればと考えているところでございます。ありがとうございます。

梅田座長：今、どこの首長でもそういうことに積極的ですし、すごく熱心な方々もいらっしゃると思いますし、そういう方々が動くと思いますので、そういうコンソーシアムを組むのはひとつの手ですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

田中委員：まだ時間が少しあるので、梅田先生に御礼申し上げたいと思います。この間のシンポジウムで、梅田先生に EU 委員会のサーキュラーエコノミーについて解説いただきました。廃棄物に大きな影響を及ぼすサーキュラーエコノミーの議論。今は、生産者が廃棄物になる前に製品を作るところで廃棄物マネジメントを考えたデザインをやるところが大事だという話をいただきました。どうもありがとうございます。

た。

梅田座長：大変恐縮です。ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議事進行を事務局にお戻ししたいと思います。

閉会

環境省：梅田座長、ありがとうございました。また委員のみなさまにおかれましても、熱心にご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。本年度の基本方針検討会はこれで終了となります。先ほどスケジュールでご説明いたしましたとおり、これから来年2月の基本方針の改定、閣議決定に向けまして、手続きを進めさせていただきます。また、令和5年度につきましては、電力、建築物の専門委員会において、また改めて議論を進めさせていただきたいと考えております。検討会の委員のみなさまには、引き続きご指導のほどをよろしくお願いいたします。それでは、以上を持ちまして令和4年度環境配慮契約法基本方針検討会の第3回会合を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上